

環水大土発第 120817003 号  
平成 24 年 8 月 17 日  
改正

〔環水大土発第 1703318 号〕  
〔平成 29 年 3 月 31 日〕

都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長

### 土壤汚染状況調査における地歴調査について

土壤環境行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成 23 年 7 月 26 日付け環水大土発第 110725002 号をもって通知した「土壤汚染状況調査における地歴調査について」について、平成 24 年 8 月 13 日に通知された「自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合の土壤汚染状況調査に係る特例及び自然由来特例区域の該当性について」（環水大土発第 120813001 号）に合わせて、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり取りまとめたので、貴職におかれては、土壤汚染状況調査における地歴調査の審査事務に引き続き活用することとされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

また、「土壤汚染状況調査における地歴調査について」（平成 23 年 7 月 26 日付け環水大土発第 110725002 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）は廃止する。